

滋賀県レスリング協会規約

第1章 総 則

第1条 この会は、滋賀県レスリング協会（以下「本会」という）という。

第2条 本会の事務局を事務局長所在地におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、滋賀県におけるレスリングの普及発展に努めるとともに、県民の体力向上と、スポーツ精神のかん養に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）競技力の向上を図ること。
- （2）競技会を開催すること。
- （3）審判規程および競技規則の伝達・講習を行う。
- （4）国民スポーツ大会、全日本選手権大会、その他の大会において本県のレスリングを代表する役員選手を選出および派遣すること。
- （5）レスリングの宣伝啓発を図ること。
- （6）レスリングに関する各種事業の実施および援助をすること。
- （7）会員相互の親睦を図ること。
- （8）（財）滋賀県スポーツ協会および（公益財団法人）日本レスリング協会の加盟団体として
必要な事業を行う。
- （9）その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 組織および入会・退会・除名

- 第5条 （1）本会は県内在住者および本県出身者でレスリングの愛好者をもって会員とし組織する。なお、新たに会員になる者は、理事会に諮り総会で承認を得る。
- （2）加盟団体は、県内で積極的に活動に取り組んでいる組織を加盟団体とする。なお、新たに加盟する団体は、申請書を提出し理事会に諮り総会で承認を得る。

- (3) 一般会員は、県内在住者および本県出身者で本県のレスリング競技の普及発展に賛同するものを一般会員とし組織する。なお、新たに一般会員になる者は、理事長に申請書を提出し、会長の承認を得る。
- (4) 県内在住者または県内で競技を行っている中学生・高校生を当協会の登録者とする。
- (5) 退会については、予め会長に退会理由を通知した上で、事業年度の終わりにおいて退会することができる。また以下の場合、理事会に諮り総会で承認を得て退会することがある。
 - ・ 本人が死亡、または活動が行えない状態
- (6) 除名については、以下の場合、理事会に諮り総会で承認を得て除名することがある。
 - ・ 本会員として、ふさわしくない行為があった場合
 - ・ 加盟団体として、不適切な活動があった場合

第4章 会 計

第6条 本会の経費は次の収入による。

- (1) 加盟分担金および会費（別表による）
- (2) (財) 滋賀県スポーツ協会補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第7条 本会の経費は総会および理事会の決議に基づき、会長が管理する。

第8条 本会の、事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、総会および理事会の承認を受けなければならない。

第9条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、事業報告書ならびに監事の意見をつけ、総会および理事会の承認を受けなければならない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

第11条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1名

- (6) 常任理事 若干名
- (7) 理事 若干名
- (8) 会員 若干名
- (9) 監 事 2名以内

第12条 会長および副会長は、理事会において選出し、総会で承認を得る。

第13条 1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは会長を代行する。

第14条 1. 理事長および副理事長は、理事の互選により選出し、総会で承認を得る。

2. 理事長は、会長および副会長を補佐し、理事会を主宰し、本会の日常の業務を総括・処理・監督する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは理事長を代行する。

第15条 常任理事は理事の中より会長が委嘱し、本会の常務を処理する。

第16条 1. 理事は、各加盟団体の責任者もしくは加盟団体から選出された者1名と会長委嘱若干名をもってあてる。

2. 理事は、理事会を組織し本会の運營業務等についての企画立案にあたり、ともに、本会事業の執行にあたる。

第17条 1. 監事は理事会において選任し、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

2. 監事は、本会の会計業務の監査にあたる。

第18条 1. 本会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

4. 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会および理事会の決議により、これを解任することができる。

第19条 会長は、総会の承認を得て、若干名の顧問および参与を委嘱することができる。

第20条 顧問および参与は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、会長および理事会の諮問に応じる。

第6章 会 議

第21条 1. 総会は、年度1回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を召集することができる。

2. 総会の議長は、会長とする。

第22条 1. 総会は、2分の1以上の出席者がなければ議事を開き決議することはできない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者および委任状を提出した者は、出席とみなす。

2. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事業
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 役員についての事項
- (4) 規約の改正についての事項

第24条 1. 理事会は、必要に応じて理事長が召集する。

2. 理事会は、理事長が議長となり出席者の過半数によって決する。可否同数の場合は議長が決する。ただし、あらかじめ意思を表示した者および委任状を提出した者は、出席とみなす。

第25条 次の事項は、理事会の決議を得なければならない。

- (1) 総会の招集および総会に附議すべき事項
- (2) 総会で決議した事項についての計画および実施方法
- (3) その他、本会の運営に関する一般事項で、特に理事会の審議を必要とするもの

第7章 総務委員会

第29条 本会に総務委員会（以下、本文中「委員会」という）を設ける。

第30条 委員会は、理事会の決議に基づき、第4条第5号、第6号に関する事項を処理する。

第31条 委員会について必要な事項は、理事会に諮り総会の承認を得なければならない。

第8章 競技委員会

第26条 本会に競技委員会（以下、本文中「委員会」という）を設ける。

第27条 委員会は、第4条第2号、第3号の事業を処理する。

第28条 委員会について必要な事項は、理事会に諮り総会の承認を得なければならない。

第9章 強化委員会

第32条 本会に選手強化委員会（以下、本文中「委員会」という）を設ける。

第33条 委員会は、理事会の決議に基づき、第4条第1号、第4号に関する事業を処理する。

第34条 委員会について必要な事項は、理事会に諮り総会の承認を得なければならない。

第10章 事務局

第35条 本会の事務を処理するために、事務局を設ける。なお、事務局に必要な事項は、別に理事会が定める。

第11章 規約の変更および解散

第36条 本会の規約は、総会の3分の2以上の同意を経なければ変更できない。

第37条 本会の解散は、総会の3分の2以上の同意を経なければならない。

付 則

この規約は、昭和53年4月1日より適用する。

この規約は、平成21年4月1日より適用する。

この規約は、平成28年4月1日より適用する。

この規約は、平成29年4月1日より適用する。

この規約は、令和7年4月1日より適用する。